

# 一戸建て住宅居住者の都市計画への参加意識と行動

田中みさ子<sup>†</sup>・中村久美<sup>††</sup>

## Cognition and Participation in Urban Planning of Detached Housing Residents

TANAKA Misako<sup>†</sup>, NAKAMURA Kumi<sup>††</sup>

### 要約

近年、都市計画の分野では、行政主導から居住者の参加による民主的な計画への転換に対する需要が高まっている。しかし、現在の教育制度では、市民参加の方法や制度を学ぶ機会が十分でないのが現状である。本研究は調査対象として宝塚市と京都市の住宅地を選定し、一戸建て住宅の居住者にアンケートを配布し、住民の都市計画制度への認識や参加行動及び居住地域の都市計画制度に対する知識について調査を行った。その結果、現在の地区の土地利用ゾーニングの知識を持っているグループが、その知識を持っていないグループよりも多く参加し、都市計画に関与していることが明らかになった。

### Abstract

Recently, the field of urban planning has shown increased demand for a transformation from government-led planning to democratic planning through independent resident action. However, current educational schemes do not offer sufficient opportunity to learn about methods and systems for citizen participation, and the reality is that most people do not know what urban planning is or how citizens can participate. We selected residential districts in Takarazuka City and Kyoto City for a survey study, and distributed our questionnaire to detached housing residents.

Results for all question items show the group most knowledgeable of land use zoning in their current district participated more and were more involved in urban planning than the group who did not have that knowledge.

---

<sup>†</sup>大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科教授

<sup>††</sup>京都ノートルダム女子大学 現代人間学部生活環境学科教授

草稿提出日 11月2日

最終原稿提出日 12月13日

**Keywords** : Suburban residential area, residential area, district planning, community participation, community development education

キーワード : 郊外住宅地, 地域居住, 地区計画, 住民参加, まちづくり教育

## 1. はじめに

現代社会においては、様々な場面で行政の力に頼るだけでなく、地域社会の人々の積極的かつ多様な住民参加が必要とされている。近年、住まいや街の価値を維持しさらに高めるために、いわゆるまちづくり活動と言われる住民の主体的な参加や活動が活発に行われるようになりつつある。都市計画の分野では、行政主導の計画づくりから住民の主体的な活動による民主的な計画づくりへの転換が求められている。

中でも高度成長期の人口増加に対応して形成された郊外住宅地に代表される一戸建て住宅地では、人口減少や高齢社会の到来により、空き家の増加などの種々の課題が山積しており、住宅地の再編や今後の将来像の共有が喫緊の課題となっている。まちづくり活動として一般的に行われている地域の維持管理の観点からのまちづくりだけでなく住民発意の地区計画の策定のような都市計画的な視点や知識からのまちづくりの必要性が高まっており、各地で住民発意の地区計画の策定の動きも活発化しつつある。今後それらの活動をより活発化し普遍化するためには、住民側の都市計画制度に対する認知や理解を高めていく必要がある。

そこで本研究では、住民が今後コミュニティの維持管理のための防犯・防災活動や地域の清掃活動のようなソフト的な住民活動だけでなく、都市計画に関連する法制度を活用した都市計画的なまちづくりへ転換していくための課題や参加の促進の方法を探るために現行の都市計画制度に対する認知状況や参加意識を把握するとともに、都市計画制度の理解を深めるためのまちづくり教育の必要性について考察することを目的としている。本稿は特に従来から終の棲家と見なされてきた一戸建て住宅の居住者を対象に、意識調査を行った<sup>1)</sup>。

## 2. 既往研究

都市計画制度に対する住民の認知に関する研究としては、小田切らの都市計画制限に関

---

1) 本研究の結果の一部は日本建築学会大会2015年9月6日に発表したものである。田中みさ子・中村久美「一戸建て住宅地居住者の都市計画制度の認知と参加の現状」

する意向と知識との関連についての研究（2012）があり、多摩市における建築物の絶対高さ制限導入に関する意向調査を行っている。その結果、高さ制限の手法の選択には、市民の住まいの建て方、容積率と建蔽率の組み合わせによる建物階数に関する知識が影響を与えているが、市民の年齢、住まいの所有の関係、居住区域は影響があるとはいえないことなどを明らかにしている。

都市計画制度に位置づけられた市民参加の手続きに対する認知の現状も本稿の課題の一つであるが、八巻らによる国有林管理計画の公告・縦覧に対する人々の意識の研究（2002）では、国有林計画策定過程における公告・縦覧に対する人々の意識についてアンケート調査をもとに考察した結果、公告・縦覧の制度が必ずしも有効に機能していない現状を明らかにしている。

また、本稿で着目している都市計画の制度を理解するための教育に関しては、諸外国の都市計画教育との比較研究としてベトナムやフィンランド、米国、フランスを対象とした研究がある。例えば若林（2008）らは「住民と行政が協働してまちづくりを行っていくには、住民の都市計画で最低限必要な知識と対話できるスキルが求められる。」とし、「フィンランドでは国家が建築教育指針を出すなど住教育の普及に積極的で、中学校の教科書の中でも都市計画について考える章があり、議論を通して知識とスキルを身に付けられる内容が用意されている<sup>注1)</sup>」と指摘している。

日本では、都市計画そのものを学ぶ機会が無くまた方法も確立されていない。三宅（2006）らは、都市計画教育の教材として建蔽・容積・斜線のモデル化教材を作成し、子供たちにまちづくりのルールを理解させる取り組みを通じて従来のワークショップにおける課題の解決策を見出している。また、篠部（2002）によるまちづくり学習かるたを用いた都市計画の基礎知識の学習方法の提案もある。

これらの先行研究を参考に、本研究では現状の住民が都市計画の知識をどの程度持っているのか、また、まちづくりや都市計画への参加や参画に関する行動や意識と都市計画の知識の有無の関連性や都市計画教育の必要性等について考察することにした。

### 3. 研究の方法

本研究では、一般的に定住意識が高いとされる一戸建て住宅の居住者を対象に都市計画制度の認知や参加の状況、参加意識について質問紙法による調査を実施した。

調査対象として近畿圏の住宅地のうち、昭和40年代以降から多くの郊外住宅地が形成されている兵庫県宝塚市（宝塚市1：地区計画のある一戸建て住宅地、宝塚市2：地区計画

の無い一戸建て住宅地)と古くから市街地が形成され行政により種々の都市計画規制がかけられている京都市(京都1:50~100坪程度の敷地割が比較的そろっている戦前からの一戸建住宅地, 京都2:小規模農地が残存し, 中層マンションが点在する小規模敷地の一戸建住宅)<sup>注2)</sup>という属性の異なる住宅地を選定し, 質問紙の配布を行った(表1)。アンケートは各戸に各1票の配布である。

表1 調査の概要

調査時期	平成25年6~7月		
調査方法	質問紙法・郵便ポストへの戸別配布・郵送回収		
調査対象地	配布数	有効票	回収率
宝塚市1:郊外住宅地(千種地区・中山台地区・仁川地区)地区計画あり	500票	131票	26.2%
宝塚市2:既成市街地内住宅地(小林地区・中山観音地区)地区計画なし	500票	126票	25.2%
京都市1:左京区葵小学校区戦前に形成された敷地規模が大きな住宅地地区計画なし	500票	110票	22.0%
京都市2:北区上賀茂小学校区マンションが混在する小規模敷地の住宅地地区計画なし	500票	121票	24.2%
計	2,000票	488票	24.4%

主な質問項目は以下の通りである。

〈質問項目〉

- 問①:回答者属性(年齢・性別・居住年数・住宅所有形式・住宅の入手方法,)都市計画の知識(現住地の用途・容積率・建蔽率・その他の規制の有無)
- 問②:地区計画策定経験(まちづくり協議会・説明会などへの参加)
- 問③:建築・開発の経験(建築士などの資格・開発関連業種の経験の有無)
- 問④:地域づくりへの参加(自治会等への加入・地域イベントやボランティア活動への参加,防犯・緑化や街並みの維持管理)
- 問⑤:都市計画への参加(アンケート・パブリックコメント・公告・縦覧・意見の提示など)
- 問⑥:まちづくりへの参加意欲,まちづくり教育の必要性

#### 4. 回答者属性

回答者の年齢構成を地区別に見ると,いずれも70歳以上が4割前後を占め,60代を合わせると各地区の全体の6~7割を占めている(表2)。男女比は,男性31.4%,女性42.0%,無回答26.6%で,地区別では京都2でやや男性が多いが大きな差異はなかった(図表なし)。

表2 回答者の年齢構成（無回答を除く）

		20～30代	40代	50代	60代	70歳以上
全体 (480)	人数	26	63	75	120	196
	割合	5.4%	13.1%	15.6%	25.0%	40.8%
宝塚 (252)	人数	13	30	41	61	107
	割合	5.2%	11.9%	16.3%	24.2%	42.5%
	国調 <sup>※1</sup>	9.5%	16.4%	15.7%	24.3%	34.2%
宝塚1 (130)	人数	6	20	24	25	55
	割合	4.6%	15.4%	18.5%	19.2%	42.3%
宝塚2 (122)	人数	7	10	17	36	52
	割合	5.7%	8.2%	13.9%	29.5%	42.6%
京都 (228)	人数	13	33	34	59	89
	割合	5.7%	14.5%	14.9%	25.9%	39.0%
	国調 <sup>※1</sup>	10.6%	15.9%	17.4%	25.5%	30.5%
京都1 (108)	人数	9	20	18	27	34
	割合	8.3%	18.5%	16.7%	25.0%	31.5%
京都2 (120)	人数	4	13	16	32	55
	割合	3.3%	10.8%	13.3%	26.7%	45.8%

※1 平成22年国勢調査追加集計（第1回）（総務省統計局）

第8表 都市計画の地域区分（47区分）、住宅の建て方（8区分）、世帯主の年齢（5歳階級）別一般世帯数及び一般世帯人員（世帯が住んでいる階-特掲）-全国、都道府県、人口20万以上の市より宝塚市及び京都市の第一種低層住居専用地域の一戸建て住宅を抽出し、世帯主の年齢別割合を計算したもの

表3 回答者の居住年数（無回答を除く）

		5年以下	6～10年	11～20年	21～30年	31年以上
全体 (477)	人数	45	66	112	67	187
	割合	9.4%	13.8%	23.5%	14.0%	39.2%
宝塚 (253)	人数	20	41	60	34	98
	割合	7.9%	16.2%	23.7%	13.4%	38.7%
宝塚1 (128)	人数	12	24	29	17	46
	割合	9.4%	18.8%	22.7%	13.3%	35.9%
宝塚2 (125)	人数	8	17	31	17	52
	割合	6.4%	13.6%	24.8%	13.6%	41.6%
京都 (224)	人数	25	25	52	33	89
	割合	11.2%	11.2%	23.2%	14.7%	39.7%
京都1 (105)	人数	11	14	31	18	31
	割合	10.5%	13.3%	29.5%	17.1%	29.5%
京都2 (119)	人数	14	11	21	15	58
	割合	11.8%	9.2%	17.6%	12.6%	48.7%

回答者の属性の偏りを見るために、平成22年度の国勢調査結果から宝塚市と京都市の第一種低層住居専用地域の一戸建てに居住する世帯主の年齢構成と比較したところ、20～30代の比率が低く70歳以上の回答者の比率が高い傾向にあるが、その他の年代ではほぼ一戸建て住宅地の居住者属性の平均的な傾向を表していると見ることが出来る。

表3は地区別に回答者の居住年数をあらわしたものである。宝塚1と2は回答者の居住年数の傾向が類似しており4割近くが居住年数31年以上であったが、京都1は京都2と比較すると居住年数11～20年と31年以上が29.5%と同率となっている。また京都2は半数近くが居住年数31年以上で最も多くなっており、京都1と2の居住者属性に違いがあることがわかった。

## 5. 居住者の都市計画規制の認知の現状

近年の「まちづくり」は福祉や環境など幅広い内容を含み、必ずしも建築基準法や都市計画法などの法制度にもとづいた都市計画によるまちづくりを意味していないが、地区の将来を考えるためには現在の居住地にどのような都市計画規制が設定されているのかは無視できない要素である。では、居住者は都市計画規制をどの程度認識しているのだろうか。最も身近な都市計画の規制は、現住地に掛かる用途地域などの規制である。本研究では、特に用途地域と容積率、建蔽率に着目して居住者がどの程度認知しているかについて尋ねた<sup>注3)</sup>。

図1は居住地の用途地域について尋ねた結果である<sup>注4)</sup>。設問の選択肢は「(1) 第一種低層住居専用地域, (2) 第二種低層住居専用地域, (3) 第一種中高層住居専用地域, (4) 第二種中高層住居専用地域, (5) 第一種住居地域, (6) 第二種住居地域, (7) その他, (8) わからない」の8項目である。配布対象地の主な用途地域は「(1) 第一種低層住居専用地域」であるが、幹線道路沿いなどにその他の用途地域もあるため、本設問については、回答についていずれかの用途を選択したものを「回答があった」とし、「わからない」の2区分に集約して分析を行った。回答者全体で見ると58.3%が用途地域の種類を回答しているが、「わからない」が4割を超えていた。これを地区別に見ると、地区計画を定めている宝塚1で77.7%が用途地域の種類を回答し、「わからない」が22.3%と低率であるのに対し、同じ宝塚市でも宝塚市2の住宅地居住者は「わからない」割合が35.5%と高い結果となった。また、京都1・2ではさらに「わからない」の割合が5割を超えており、居住年数や年齢といった居住者属性に違いがあるにも関わらず、宝塚市よりも用途地域の認知度が低いことが明らかになった。

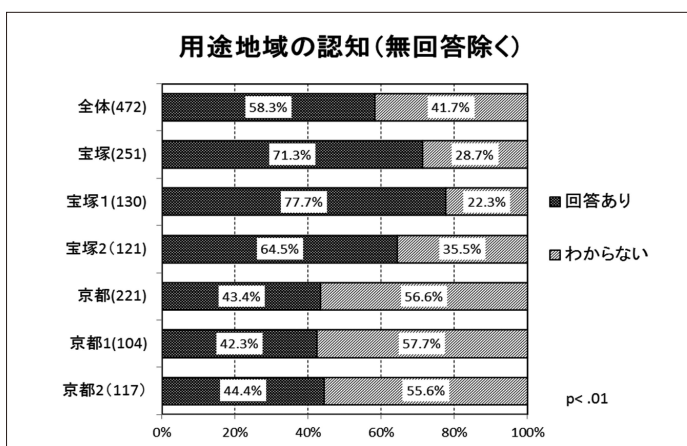


図1 用途地域の認知（無回答除く）

図2は居住地の容積率，図3は建蔽率が何パーセントかを尋ねた結果をあらわしたものである。宝塚の対象地区の法定容積率/建蔽率は100/50，京都是80/50・100/60（一部300/60）となっている。容積率でも建蔽率でも約4割が正しく回答しているが，建蔽率のほうがやや正答率が高い。また，「わからない」とする割合が容積率ではいずれの地区も5割を超えている。一方建蔽率については「わからない」と回答した割合は35～38%程度で地区による差が少ない傾向にあった（図3）。

設問ではその他の都市計画規制の有無についても尋ねているが，いずれも認知度が低い。特に京都市の第1種低層住居専用地区では敷地面積の最低規模（100m<sup>2</sup>）が定められているが，正しく回答した者は1名のみで現住地の都市計画規制についての理解が不十分であるといえる。（図表無し）

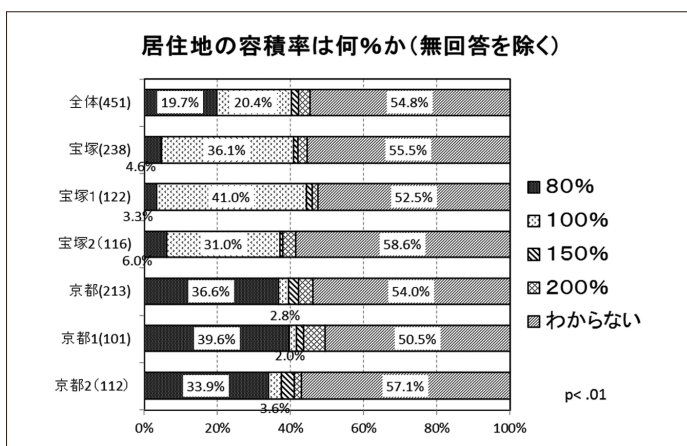


図2 居住地の容積率は何%か（無回答除く）

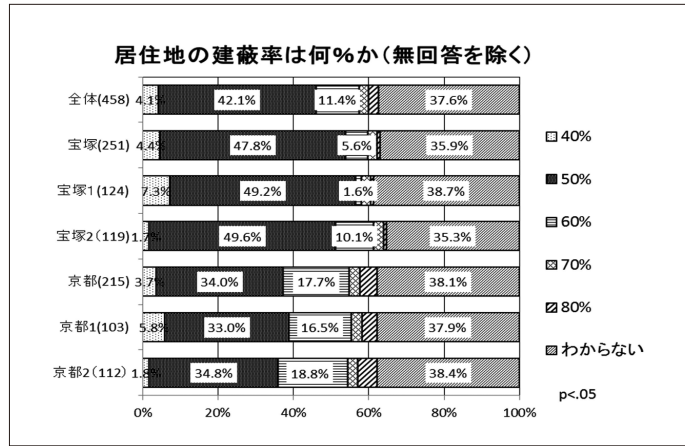


図3 居住地の建蔽率は何%か(無回答除く)

## 6. 都市計画やまちづくりへの参加意識

都市計画分野では、従来の行政主導の都市計画から住民が主体となって行うまちづくりへ転換が求められるようになってきた。図4は、回答者が都市計画やまちづくり活動の主体をどのように考えているかについて尋ねたものである。「めんどくでも可能な限り住民が決めていくほうが良い」は61.9%、「専門家や行政に任せておく方が良い」が38.1%で、住民が主体となって取り組むことに約6割が賛同している。この結果を地区別にみると、地区計画が策定されている宝塚1で「可能な限り住民が」とする割合が69.4%と最も高く、地区計画の策定経験が住民が主体的となるべきとする意見の形成に寄与していることが示唆される(図5)。

では、地区計画策定の経験が、住民のまちづくりへの参加意識を高めているとすれば、どのような経験をしているのであろうか。図6に現住の地区に地区計画があるとした回答者に対し、地区計画策定のために自分が行ったことについていくつかの設問を設定し複数回答による結果をあらわした。回答があったのは117名で、28名が「移り住んでいた時に既に設定されていた」と回答し、20名が「特に何もしていない」4名が「わからない」、無回答が5名であった。残りの60名が地区計画策定のために行ったことで最も多かったのが「策定のためのアンケートに回答した」の46名、次いで「説明会に参加した」の30名、「まちづくり協議会に参加した」が19名であった。



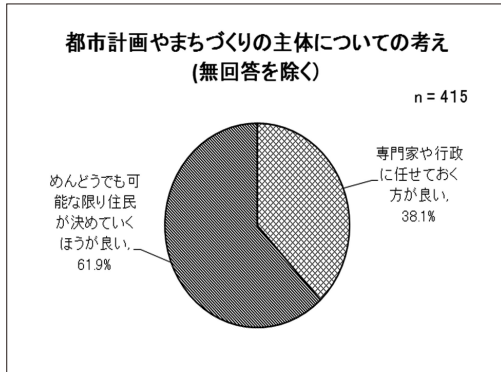


図4 まちづくりの主体に関する考え

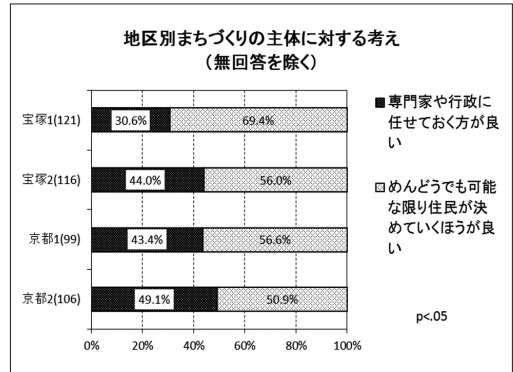


図5 地区別まちづくりの主体に関する考え

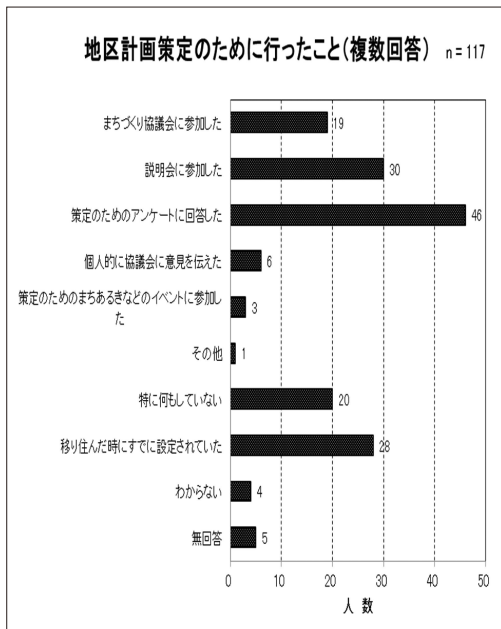


図6 地区計画策定のために行ったこと (複数回答)

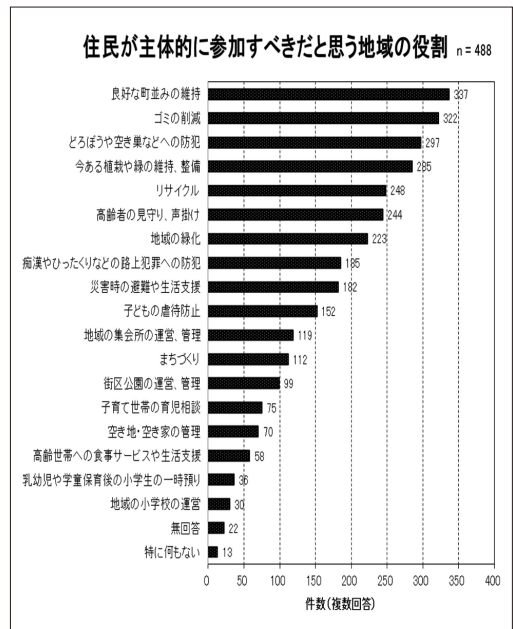


図7 住民が主体的に参加すべきだと思う地域役割

## 7. 地域役割の主体

持続的な住宅地の形成のためには、地域の生活環境の維持、更新を、行政や民間サービスに委ねるだけでなく、一定程度住民自身が担い責任を負っていく必要がある。では住民は自らが主体的に取り組むべき活動を、どのようなものと考えているのであろうか。地域の持続的な維持のために必要と考えられる役割を18項目設定し<sup>注5)</sup>、住民が主体的に取り組むべきものを選択させた結果を図7にあらわした。

最も高い値を示したのが「良好な街並みの維持」、次に「ゴミの削減」「どろぼうや空き巣などの防犯」「今ある植栽や緑の維持、整備」などが上位を占めた。「まちづくり」「地域の集会所の運営・管理」「街区公園の運営・管理」「空き地・空き家の管理」などの公共的活動は低い傾向にあり現状の住民活動の中では重要度が低く行政の役割に期待するものと考えられていることが明らかになった。

## 8. 都市計画への参加の現状

都市計画での住民参加の形態として最も一般的なものは市民アンケートなどによる意見聴取であるが、その他にも制度として都市計画案を縦覧に供する、HPで公表してパブリックコメントで意見を求めるなどの住民参加の法的手段がいくつか設けられている。これらの方法に対してどの程度参加や関与したか、またそもそもそれらの制度や手法に対する関心や制度の内容を認知しているかどうかを知るために、これらの方法や手段について「実行したことがある」「方法は知っているが実行したことはない」「どうやるか知らない」「どんな制度かわからない」の4区分のうちの1つを選択させた（表4）。

表4 都市計画への参加状況

		実行したことがある	方法は知っているが実行したことはない	どうやるか知らない	どんな制度かわからない	無効回答	合計
ア	市政アンケートに回答する	175 35.9%	80 16.4%	73 15.0%	74 15.2%	86 17.6%	488 100.0%
イ	パブリックコメントで意見を言う	13 2.7%	94 19.3%	105 21.5%	144 29.5%	132 27.0%	488 100.0%
ウ	説明会に参加する	60 12.3%	161 33.0%	67 13.7%	75 15.4%	125 25.6%	488 100.0%
エ	都市計画の案の縦覧を見に行く	19 3.9%	128 26.2%	111 22.7%	90 18.4%	140 28.7%	488 100.0%
オ	市広報誌の都市計画に関する公告を読む	159 32.6%	104 21.3%	48 9.8%	62 12.7%	115 23.6%	488 100.0%
カ	市へ直接電話する	53 10.9%	211 43.2%	41 8.4%	58 11.9%	125 25.6%	488 100.0%
キ	自治会を通じて市に意見を伝える	63 12.9%	186 38.1%	65 13.3%	52 10.7%	122 25.0%	488 100.0%
ク	議員に意見を伝える	39 8.0%	177 36.3%	85 17.4%	59 12.1%	128 26.2%	488 100.0%
ケ	市に手紙を送る	15 3.1%	219 44.9%	59 12.1%	59 12.1%	136 27.9%	488 100.0%

実施者が最も多かったのが「市政アンケートに回答する」の35.9%、次に多かったのが「市広報誌の都市計画に関する公告を読む」の32.6%である。また、「パブリックコメントで意見を言う」は29.5%が「どんな制度かわからない」と回答し、「どうやるか知らない」の21.5%を加えると回答者の半数が制度内容や参加方法を認知していないことが明らかになった。その一方で割合としては低いものの「市へ直接電話する」「自治会から意見を伝える」「議員に意見を伝える」「市に手紙を送る」など都市計画案に対する意見を伝えるために能動的に行動した住民が存在しており、その割合がパブリックコメントをした回答者よりも多いことは注目される。

また、表5で9項目間の相関についてあらわしたところ、「市へ電話」「自治会から意見を伝える」「議員に意見を伝える」「市に手紙を出す」といった能動的な行動は互いに強い

表5 参加方法の相関係数

		(ア) 市政ア ンケー トに回 答	(イ) パブ リック コメン トをす る	(ウ) 説明会 に行く	(エ) 案の縦 覧をす る	(オ) 市広報 誌の公 告を見 る	(カ) 市へ電 話	(キ) 自治会 から意 見を伝 える	(ク) 議員に 意見を 伝える	(ケ) 市に手 紙を出 す
(ア)	Pearsonの相関係数	1	.390**	.557**	.465**	.500**	.495**	.450**	.440**	.402**
	有意確率（両側）		.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
	N	403	349	351	339	359	351	350	348	340
(イ)	Pearsonの相関係数	.390**	1	.522**	.499**	.364**	.400**	.420**	.420**	.403**
	有意確率（両側）	.000		.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
	N	349	357	345	341	348	342	345	344	339
(ウ)	Pearsonの相関係数	.557**	.522**	1	.621**	.604**	.577**	.563**	.588**	.590**
	有意確率（両側）	.000	.000		.000	.000	.000	.000	.000	.000
	N	351	345	365	343	350	344	348	346	341
(エ)	Pearsonの相関係数	.465**	.499**	.621**	1	.537**	.545**	.482**	.525**	.583**
	有意確率（両側）	.000	.000	.000		.000	.000	.000	.000	.000
	N	339	341	343	348	341	338	339	338	337
(オ)	Pearsonの相関係数	.500**	.364**	.604**	.537**	1	.681**	.613**	.604**	.579**
	有意確率（両側）	.000	.000	.000	.000		.000	.000	.000	.000
	N	359	348	350	341	374	346	352	348	343
(カ)	Pearsonの相関係数	.495**	.400**	.577**	.545**	.681**	1	.678**	.681**	.684**
	有意確率（両側）	.000	.000	.000	.000	.000		.000	.000	.000
	N	351	342	344	338	346	364	345	344	343
(キ)	Pearsonの相関係数	.450**	.420**	.563**	.482**	.613**	.678**	1	.710**	.692**
	有意確率（両側）	.000	.000	.000	.000	.000	.000		.000	.000
	N	350	345	348	339	352	345	366	350	343
(ク)	Pearsonの相関係数	.440**	.420**	.588**	.525**	.604**	.681**	.710**	1	.674**
	有意確率（両側）	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000		.000
	N	348	344	346	338	348	344	350	360	345
(ケ)	Pearsonの相関係数	.402**	.403**	.590**	.583**	.579**	.684**	.692**	.674**	1
	有意確率（両側）	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	
	N	340	339	341	337	343	343	343	345	352

\*\*相関係数は1%水準で有意（両側）

表6 用途地域の認知と都市計画への参加状況

設問	用途	実行したことがある		方法は知っているが実行したことはない		どうやるかわからない		どんな制度かわからない		小計
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
ア 市政アンケートに回答する (396)	用途○	114	47.5%	52	21.6%	37	15.4%	37	15.4%	240 *
	用途×	58	37.2%	26	16.6%	36	23.0%	36	23.0%	156
イ パブリックコメントで意見を言う (352)	用途○	10	4.7%	69	32.5%	58	27.4%	75	35.4%	212 *
	用途×	2	1.4%	24	17.1%	47	33.6%	67	47.9%	140
ウ 説明会に参加する (360)	用途○	48	21.7%	104	47.1%	35	15.8%	34	15.4%	221 ***
	用途×	12	8.6%	54	38.8%	33	23.7%	40	28.8%	139
エ 都市計画の案の縦覧を見に行く (343)	用途○	19	9.3%	87	42.6%	61	29.9%	37	18.1%	204 ***
	用途×	0	0.0%	38	27.3%	50	36.0%	51	36.7%	139
オ 市広報誌の都市計画に関する公告を読む (369)	用途○	115	51.1%	66	29.3%	17	7.6%	27	12.0%	225 ***
	用途×	41	28.5%	38	26.4%	31	21.5%	34	23.6%	144
カ 市へ直接電話する (358)	用途○	37	17.2%	136	63.3%	20	9.3%	22	10.2%	215 ***
	用途×	14	9.8%	72	50.3%	22	15.4%	35	24.5%	143
キ 自治会を通じて市に意見を伝える (362)	用途○	46	21.1%	119	54.6%	33	15.1%	20	9.2%	218 ***
	用途×	16	11.1%	64	44.4%	32	22.2%	32	22.2%	144
ク 議員に意見を伝える (355)	用途○	24	11.3%	123	57.7%	44	20.7%	22	10.3%	213 ***
	用途×	14	9.9%	53	37.3%	38	26.8%	37	26.1%	142
ケ 市に手紙を送る (347)	用途○	11	5.3%	143	68.8%	30	14.4%	24	11.5%	208 **
	用途×	4	2.9%	72	51.8%	28	20.1%	35	25.2%	139

\*\*\*p&lt;0.001,\*\*p&lt;0.01,\*p&lt;0.05

相関があることがわかった。

では、都市計画における参加や関与を実行している層は実行しない層と比較して何か違いがあるのだろうか。本研究では、都市計画に関する知識の有無が都市計画への参加行動と関連していると仮定し、前節で述べた現居住地の用途地域の認知の有無に着目して表1の結果とクロス集計を行った(表6)。表中の「用途○」は前報で述べた居住地の用途地域を知っていたグループ、「用途×」は「わからない」と回答したグループである。結果を見ると全9項目について、それぞれ現居住地の用途地域を知っているグループは「わからない」としたグループよりも都市計画への参加や関与が多い結果となった。特に「パブリックコメント」や「縦覧」「公告」などの都市計画における法定手続きについては、用途地域を知らないグループで「どんな制度かわからない」とする割合が高い傾向にあった。

## 9. 市民の都市計画教育について

前問の結果を見ると、回答者の都市計画における住民参加の手続きへの参加や認知度は必ずしも高いとは言えない。関連地域住民に直接広報することがある説明会を除けば、都

市計画制度の中で法律により位置づけられているパブリックコメントや縦覧・公告に対する認知度が低いことが明らかになった。本調査の自由記述では、「設問が難しい」「専門用語（用途地域・公告・縦覧・地区計画など）が多かったので答えられなかった」との意見もあり、都市計画への参加以前の基本的な知識不足があることが伺えた。

では、回答者はまちづくりや都市計画の知識の必要性についてどのように考えているのだろうか。まちづくりや都市計画の知識の必要性について尋ねたところ、図8に示す通り「必要だと思う」が83.3%を占め、「特に必要ない」は8.4%であった。次いでどこで教育すべきかについて尋ねたところ、小学校が56.4%、中学校が60.5%で、高校・大学よりも高い傾向にあった。また、「行政等の市民講座」が55.1%、「地域のコミュニティでの勉強会」が59.8%と大人になってから学ぶ場を設定すべきとする意見も過半数を超えている（図9）。最も少なかったのが「NPOなどのセミナー」の39.3%で、公的な場での教育が望まれていることが推察される。その一方で「家庭での教育」も54.5%を占めていたものの、自由意見として「何も分からないので家庭で教育するのは無理」とする回答者もいた。全体として公教育の場については「不適切」とする回答が少ないが、他の設問の無回答率と比較すると本問では無回答が2割前後を占めており割合が高い傾向がある。自由回答でも「今までこのような内容について考えたことが無かった」「考えさせられるアンケートだった」「普通に暮らしていると考えていなかったこと」などの意見が見られた。

## 10. まとめ

本調査では、各戸に1票のアンケートを配布しており、特に世帯主を回答者として指定

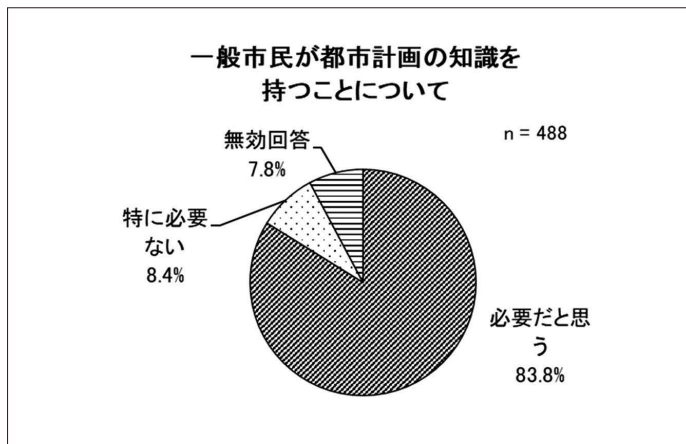


図8 一般市民が都市計画の知識を持つことについて

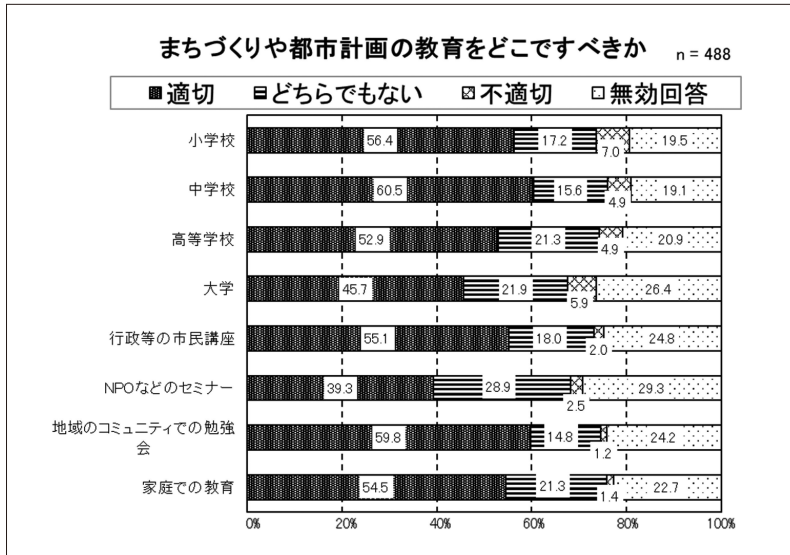


図9 まちづくりや都市計画の教育をどこですべきか

していない。従って世帯としての意見ではなく回答者個人の意識や知識として結果のとりまとめを行った。その結果、一戸建て居住者を対象にした意識調査により、以下のことが明らかになった。

- (1) 一戸建て住宅地居住者は地域を維持管理していく役割の多くについて住民自身が担っていくべきだと考えているが、特に地区計画を策定している地区住民でその割合が高い傾向があり、地区計画の策定への関与経験が住民によるまちづくりの意識の醸成や都市計画制度への理解を深める要因となっていることが推察された。しかし具体的な役割分担で見ると「まちづくり」などの地域全体に関わる内容については行政に期待する傾向がある。
- (2) 全体的に都市計画制度の中で位置づけられている参加の手段についての認知度が低く、実際に行動する割合も低い。しかし現住地の都市計画規制に関する知識の有無が、実際の参加行動に影響しており市に直接意見を伝えるなどの積極的な行動を取る割合は地区計画策定時に都市計画制度の知識を持つ機会のあった層で高い傾向がある。パブリックコメントや縦覧については制度の認知も低いが実施方法を理解していないことが実効性の低下を招いていることが推察された。
- (3) 住民の多くが都市計画教育の必要性を認識しており、特に公的な教育の場で行うべきだと考えていることが明らかになった。地区計画策定の経験が都市計画への理解と参加意欲に影響を与えているとすれば、その過程で得られた知識等に関連した内容の教

育が必要であると考えられる。

人口減少時代となって、戸建て住宅地では今後の住宅地の在り方を行政主導ではなく住民自身で考えていく必要性が高まっている。特に世帯構成が均一化している郊外住宅地では、高齢化が急速に進んでおり、住民参加のまちづくりが急務となりつつあるが、それには従来の防災や環境まちづくりの視点からだけでなく、地区計画策定のように都市計画制度を活用した取り組みが必要となる。そのためには公的な教育の中に都市計画教育を位置づけて計画的に行っていくことが必要ではないか。また、調査では回答者から「専門用語が難しい」などの指摘もあった。近年の法律の場では法律用語を簡便なわかりやすい言い方に改めるなどの取り組みが行われつつあるが、現状の都市計画決定の公告や縦覧においては、これらの法定用語がそのまま使用されているのが現状である。都市計画の分野でも建築基準法や都市計画法の用語をそのまま使用するのではなく分かりにくさを改善する取り組みも必要である。

#### 参考文献

- 1) 都心部に立地する事業所の接触行動における面接と電話の関連分析 光吉健次, 萩島哲, 他 日本建築学会計画系論文報告集 (353), 57-66, 1985-07-30
- 2) 都市マスタープラン策定プロセスへの市民参加の現状分析 - 東京23区を事例として 吉村輝彦, 原科幸彦 都市計画. 別冊, 都市計画論文集=City planning review. Special issue, Papers on city planning (29), 13-18, 1994-11
- 3) 都市マスタープラン策定システムのデザインへの市民参加に関する研究 - 川崎市宮前区を事例として - 吉村輝彦, 原科幸彦 都市計画. 別冊, 都市計画論文集=City planning review. Special issue, Papers on city planning (31), 319-324, 1996-11-01
- 4) 都市マスタープラン策定ガイドラインに見る計画策定への市民参加に対する認識の実態 吉村輝彦, 鷺坂薫子, 大貝彰 都市計画. 別冊, 都市計画論文集=City planning review. Special issue, Papers on city planning (34), 475-480, 1999-10-15
- 5) まちづくり学習かるたを用いた都市計画の基礎知識の学習方法 篠部裕 都市計画. 別冊, 都市計画論文集=City planning review. Special issue, Papers on city planning (37), 439-444, 2002-10-15
- 6) 国有林管理計画の公告・縦覧に対する人々の意識 八巻一成, 駒木貴彰, 天野智将[他], 上野圭司 林業経済研究48 (3), 9-16, 2002
- 7) 郊外一戸建て住宅地の地域特性と居住動向に関する研究 - 大阪府の大規模住宅地における空地および高齢化を中心とした町丁字別分析 青木留美子, 多治見左近 都市計

- 画. 別冊, 都市計画論文集=City planning review. Special issue, Papers on city planning (40), 553-558, 2005
- 8) 都市計画教育のための教材開発とその有用性の検証 三宅論, 後藤春彦 都市計画, 別冊, 都市計画論文集=City planning review. Special issue, Papers on city planning 41 (3), 577-582, 2006-10-25
- 9) フィンランド地理教科書における都市計画教育(計画系) 若林佳枝, 薬袋奈美子 日本建築学会北陸支部研究報告集(51), 359-362, 2008-07-27
- 10) 地区レベルでの防犯まちづくりに関する計画づくりの意義と課題 樋野公宏, 吉村輝彦 都市計画, 別冊, 都市計画論文集45(3), 331-336, 2010-10-25
- 11) 家庭科教育とまちづくり学習に関する一考察 陣内雄次, 上田由美子, 渡邊真弓 宇都宮大学教育学部紀要, 第1部62, 175-183, 2012-03-10
- 12) 建物規模制限手法の選択と市民属性の関連性に関する研究:「多摩市の都市づくりに関する市民意向調査」をもとにして 小田切利栄, 中林一樹 都市科学研究(4), 29-40, 2012-03
- 13) まちづくり学習の可能性と課題に関する一考察:宇都宮市大谷地区を事例として 陣内雄次, 渡邊真弓, 上田由美子 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要35, 231-238, 2012-07-01

注1) 若林らはフィンランドで使用されている中学の教科書を例にあげ, 都市計画図を見て用途地域を読み取る・土地利用が適切か考えさせるなどの項目があると紹介している。

注2) 「京都1」左京区下鴨北園町, 下鴨南野々神町, 下鴨狗子田町, 下鴨前萩町, 下鴨神殿町, 下鴨萩ヶ垣内町, 「京都市2」京都市北区上賀茂深泥池町, 上賀茂豊田町, 上賀茂畔勝町, 上賀茂榊田町, 上賀茂松本町, 上賀茂岡本口町, 上賀茂向繩手町, 上賀茂土門町, 上賀茂石計町, 上賀茂高繩手町

注3) 設問文に以下の内容を示して注意を促している。「ご自宅にある資料を参照してご回答いただいても結構ですが, 特に調べて回答する必要はありません。市役所等で調べないとわからない場合は「⑧わからない」を選択してください。」

注4) 調査地区の用途地域はいずれも第一種低層住居専用地域であるが, 京都2は幹線道路沿道が第二種中高層住居専用地域(300/60)に指定されているため敷地の一部の用途が異なる可能性がある。

注5) 設問の18項目は中村らによる「持続可能な郊外住宅地居住のための“地域に関わっ



一戸建て住宅居住者の都市計画への参加意識と行動（田中・中村）

て住む” 住み方に関する研究」中村久美・田中みさ子・廣瀬直哉 日本建築学会計画系論文集80（711），1085-1094，2015の調査で用いられた項目と同じものを採用した。